

# DX認定制度概要

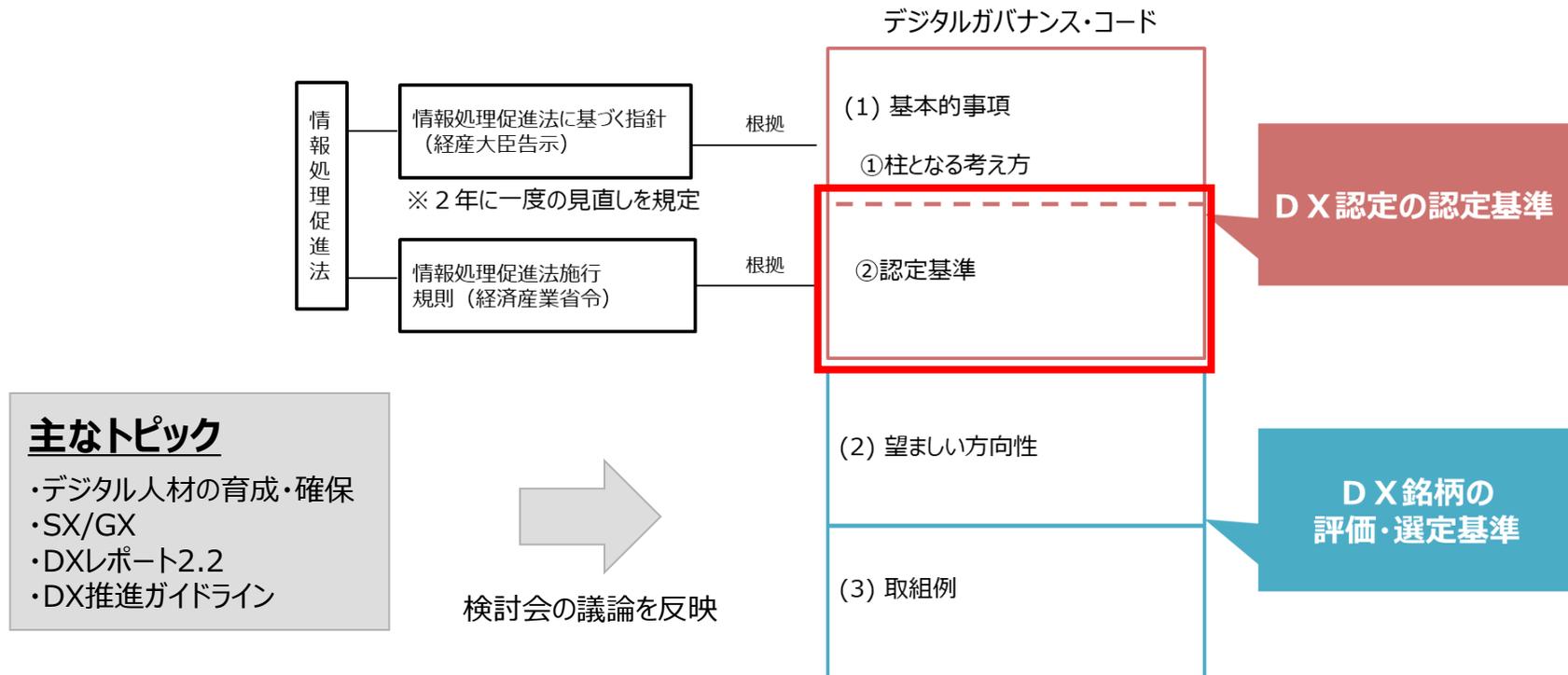
## ～認定基準改訂及び申請のポイント～

2022年10月1日  
経済産業省 商務情報政策局  
情報技術利用促進課

# 1. 認定基準改訂のポイント

# 今回改訂の背景・方針（デジタルガバナンス・コード2.0）

- 情報処理の促進に関する法律及びその指針に紐付くデジタルガバナンス・コードは、**2年に一度、見直し**について議論をすることとされており、策定時（2020年11月）から約2年が経つ今回のタイミングで改訂の議論を実施。
- 有識者会議において議論を行ったところ、今回の改訂においては、DX銘柄やDX認定等の普及促進の観点から大幅な変更は行わず、デジタル人材の育成・確保やSX/GXとの関わり等の新たなトピックを踏まえて「**デジタルガバナンス・コード2.0**」として企業のDXの更なる促進に向けたメッセージを発信することとした。



# 改訂箇所の一覧

	1. ビジョン・ ビジネスモ デル	2. 戦略	2-1. 組織づく り・ 人材・企業 文化に関す る方策	2-2. IT システ ム・デジタ ル技術活用 環境の整備 に関する方 策	3. 成果と重要 な成果指標	4. ガバナンス システム
<b>DX認定の認定基準</b>						
<b>(1) 基本的事項</b>	—	—	<b>変更</b>	—	— ※修辭的修正有	—
<b>(2) 望ましい 方向性</b>	— ※修辭的修正有	— ※修辭的修正有	変更	変更	— ※修辭的修正有	— ※修辭的修正有
<b>(3) 取組例</b>	変更	—	変更	変更	—	—

## DX銘柄の評価・選定基準

## ● DX認定の認定基準に「人材の育成・確保」を追加

### 【認定基準】

#### 2-1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策

- デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織**及び人材の育成・確保**に関する事項を示していること。

### 申請チェックシートの改訂（赤下線部）

#### (2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

確認事項	確認	取組内容
2-1-1 申請書の設問(2)で記入した戦略を推進するための体制・組織 <b>及び人材の育成・確保</b> に関する事項を <b>具体的に</b> 示し、公表しているか。  ※戦略の推進に向けた外部組織との関係構築・協業の方針を定めている場合は、その内容を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	
2-1-2 <b>人材の育成・確保に関して具体的な数値を定めている場合は、その人数等を記入してください。</b>	該當時のみ、右欄に記入	

- デジタル技術を活用する戦略の推進に必要な体制・組織及び人材の育成・確保に関する事項について**具体性を求めている。**
- 具体性の提示方法として、**特に人材の育成・確保**に関しては、**具体的な数値を定める**ことを想定している。

## **2. DX認定制度申請のポイント**

### **2-1. 制度概要**

# DX : デジタル・トランスフォーメーション

“企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること”

(令和4年9月『デジタルガバナンス・コード2.0』より)

- 今日、デジタルを活用した経営の革新や、イノベーティブな製品・サービスが競争力を決する大きな要素となっており、**デジタルを最大限に使いこなせる企業へ生まれ変わることが必要不可欠**
- 企業は、**従来のIT化からデジタル・トランスフォーメーション (DX)** へと移行する必要

従来のIT化 = 一部の業務・機能のデジタル化

デジタル・トランスフォーメーション = 経営のやり方 } **デジタル前提で**  
製品・サービス } **抜本的に見直すこと**

- コロナ禍は社会のDXを加速したが、更なるDX推進のため、**阻害要因となっている古い企業文化 (固定観念) を克服する必要**

- 国が策定した指針を踏まえ「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」になっている事業者を認定（他の事業者との比較は行わない）

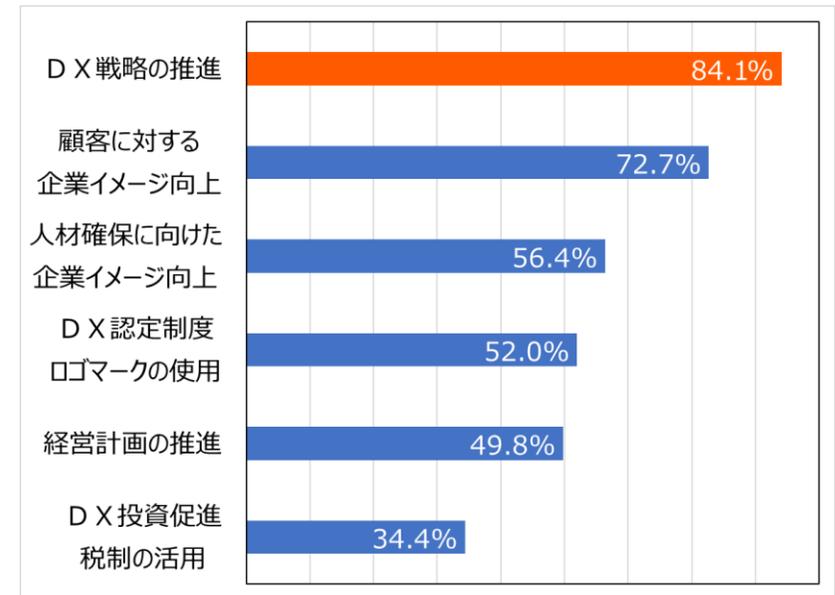
## ○申請～認定の流れ



- 企業の規模や業種を問わず、**全ての事業者**が対象
- 認定申請や認定の維持に係る費用は**全て無料**
- **1年間いつでもオンライン申請**が可能
- IPAが審査を行い、**経産大臣が認定**
- 認定事業者については、**オンラインで公表**・認定事業者の取組の検索が可能。

## ○認定事業者向けアンケート結果

認定を取得してメリットであると感じたこと



## 認定企業の声（自由記述）

- DX認定を取得するためのプロセスは、自社を見直す大変良い機会になる。
- 取引先、顧客とDX関連の話題を話す機会が増えた。
- 社内人材がDXに関する資格取得に前向きとなった。

## DX認定制度による認定を受けることのメリット

- 認定事業者は、**認定事業者一覧としてIPAのホームページで公表**されると共に、「**自社がDXに積極的に取り組んでいる企業**」であることをPRするための**ロゴマークを利用可能**
- ロゴマーク提供の他、以下の各種支援措置が受けられる

### DX認定制度 ロゴマーク



**DX認定**

Digital Transformation  
Certification

【ロゴマークのコンセプト】

DXのスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

### 中小企業者を対象とした金融による支援措置

#### <日本政策金融公庫による融資>

DX認定を受けた中小企業者が行う設備投資等に必要な資金について、基準利率よりも低い利率で融資を受けることができます。

#### <中小企業信用保険法の特例>

中小企業者は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金等について、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※上記各種支援措置には別途申請要件等が設けられております。詳しくは各制度のHP等をご覧ください。

# 地域別のDX認定取得状況（令和4年9月時点：484者）

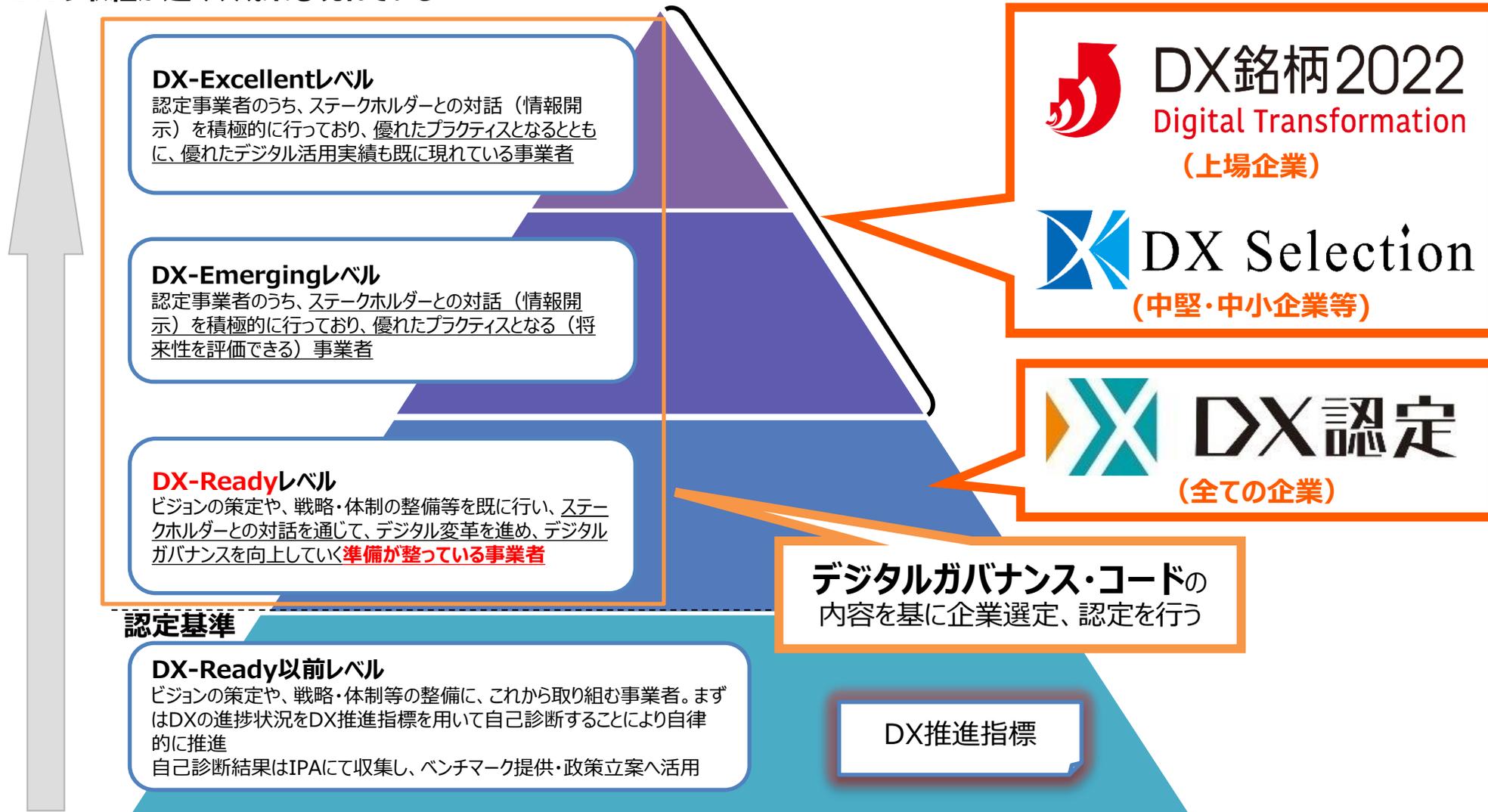
地域別		都道府県名	認定数
北海道	3	北海道	3
東北	10	青森県	1
		岩手県	1
		宮城県	3
		秋田県	1
		山形県	4
		福島県	0
		関東	311
栃木県	1		
群馬県	1		
埼玉県	6		
千葉県	6		
東京都	280		
神奈川県	13		
中部	52	新潟県	2
		富山県	6
		石川県	5
		福井県	2
		山梨県	2
		長野県	1
		岐阜県	3
		静岡県	6
		愛知県	25

地域別		都道府県名	認定数
近畿	71	三重県	3
		滋賀県	2
		京都府	13
		大阪府	42
		兵庫県	8
		奈良県	0
		和歌山県	3
中国	9	鳥取県	0
		島根県	1
		岡山県	2
		広島県	2
		山口県	4
四国	3	徳島県	0
		香川県	1
		愛媛県	1
九州	20	高知県	1
		福岡県	6
		佐賀県	0
		長崎県	0
		熊本県	6
		大分県	5
		宮崎県	1
		鹿児島県	2
		沖縄	5

# DX推進施策の体系化

- 企業のDXレベルに合わせて、企業認定や優良企業選定などの施策を提供

DXの取組が進み、成果も現れている



未だDXに取り組めていない

# 【参考】DX認定の基準

## DX認定の項目

## 認定基準（デジタルガバナンス・コード）

(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方  
向性の決定

デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及び  
ビジネスモデルの方向性を公表していること

(2) 企業経営及び情報処理技術の活用 of 具体的な方  
策（戦略）の決定

デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネス  
モデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表している  
こと

(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織  
及び人材の育成・確保に関する事項を示していること

(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備  
の具体的方策の提示

デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境  
の整備に向けた方策を示していること

(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定

デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること

(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等  
を図るために必要な情報発信

経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッ  
セージの発信を行っていること

(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすこと  
による、事業者が利用する情報処理システムにおける課題  
の把握

経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現  
状を踏まえた課題の把握を行っていること

(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び  
実施

戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進していること

# 2. DX認定制度申請のポイント

## 2-2. 申請の事前準備

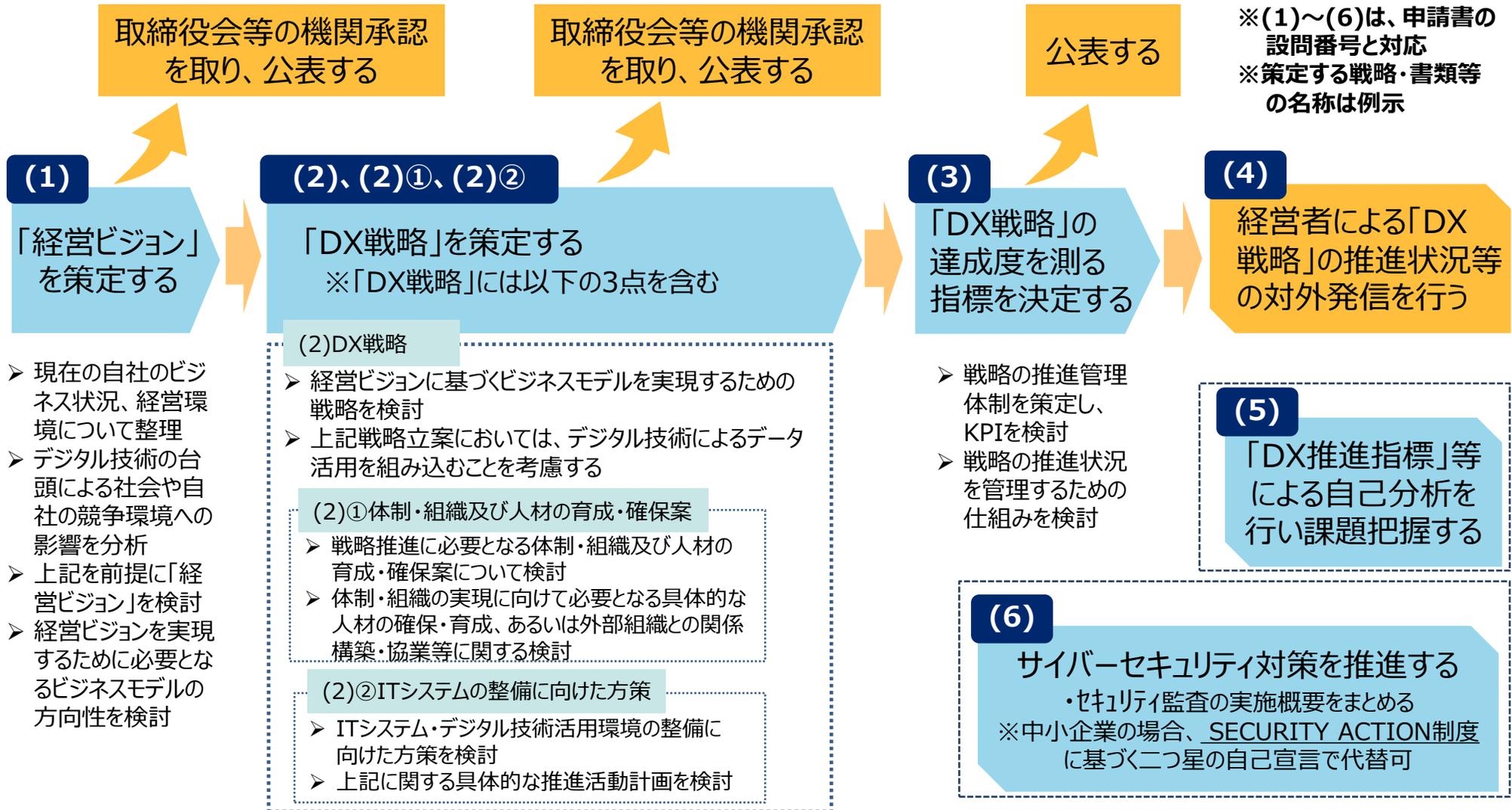
※本節はDX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）の要約資料です。

事前準備に関する詳細情報はガイダンスを御参照ください。

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/ug65p90000001jbd-att/000086670.pdf>

# DX認定取得のために必要と想定されるプロセスのイメージ例

- 下記の様なプロセスを経て公表内容を基に申請書類を作成。



# DX推進ポータルにおける申請から認定まで

- DXに関する各種申請サービスを提供するシステム（DX推進ポータル）。当ポータルサイトよりDX認定制度への申請が可能。利用には、有効なg BizIDが必要
- 認定された事業者は、認定申請書と共にDX推進ポータルの「認定事業者一覧」へ掲載される

## 0. gBizIDの取得（DX推進ポータルへのログインに必要）

- ・アカウント種別は不問
- ・IDの取得は[こちら](#)から（リンク先参照※gBizIDに関する窓口についてはリンク先を参照ください。）

## 1. 申請書類のダウンロード及び作成

- ・書類は、認定申請書（公開／Word）と申請チェックシート（非公開／Excel）の2つ

※（イメージ）申請書＝チェックシートの要約

- ・ダウンロードは[こちら](#)（STEP2）から（リンク先参照）
- ・[申請のガイダンス](#)の「3. 申請に向けた準備をする」を参照しながら書類を作成
- ・必要に応じ、補足資料を作成（形式自由）

## 2. [DX推進ポータル](#)からログインし、「DX認定制度」メニューから申請

- ・上記「0.」で取得したgBizIDでログインし、上記「1.」で作成した書類をアップロード
- ・操作方法は[こちら](#)（P10より）

## 3. 認定後、「認定事業者一覧」へ認定申請書と共に認定事業者を掲載

- ・経済産業省・IPAでの認定手続きが完了次第、IPAより認定の旨をメールで通知
- ・同日、DX推進ポータルの「[認定事業者一覧](#)」へ掲載（当日より、ロゴマークの使用が可能）

# DX認定制度申請要項（申請のガイダンス）

- 申請にあたって各種必要となる準備、手順をまとめたガイダンス
- 制度概要、申請準備、認定までの流れ、認定後、等の6章で構成
- ガイダンスはこちら（PDF） <https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/ug65p90000001jbd-att/000086670.pdf>

## <ガイダンスの表紙>

### DX認定制度 申請要項 (申請のガイダンス)

経済産業省 情報技術利用促進課  
独立行政法人 情報処理推進機構

初版：令和2年11月9日  
第2版：令和4年9月13日

## <目次>

### 目次

〔用語について〕

1. はじめに
  - ・ DX認定制度とは？／申請対象
  - ・ DX認定制度における指針と認定基準について
  - ・ デジタルガバナンス・コードとDX認定制度の項目
  - ・ DX認定（法認定）のレベル感
  - ・ 本制度の位置づけ
2. 制度の概要
  - ・ 制度運営体制
  - ・ 申請書について
  - ・ 認定取得要件等の確認
  - ・ 新規申請及び更新申請の流れ
3. 新規申請に向けた準備をする
  - ・ 必要なプロセスのイメージ
  - ・ 申請要件などの確認
  - ・ 認定申請書の確認
  - ・ 注意事項等の確認
  - ・ 申請書類の記入にあたり
  - ・ 設問(1)～(6)の記入要領
  - ・ 申請書類の最終確認（提出物）
  - ・ (参考)よくある問い合わせ・不備の例
4. 新規申請から認定されるまで
  - ・ 申請方法
  - ・ 審査期間中の対応
  - ・ 結果の受領
  - ・ ホームページへの掲載
5. 認定後について
  - ・ 認定の更新
  - ・ 変更の届出
  - ・ 認定の取消
6. 更新の準備と手続きについて
  - ・ 申請期限とスケジュール
  - ・ 申請事項の確認
  - ・ 更新要件の確認
  - ・ 申請書類の準備
  - ・ 申請方法
  - ・ 審査期間中の対応
  - ・ 結果の受領
  - ・ ホームページへの掲載

2

U

**申請書作成の詳細は  
ガイダンスをチェック！！**

# 認定事業者の申請書の公開

- 認定された事業者の申請書はDX推進ポータル「認定事業者一覧」から閲覧可能
- 申請書作成の参考として活用可能

## DX DX推進ポータル

### DX認定制度 認定事業者の一覧

DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧としてこちらのページで公表を行います。

※認定事業者の氏名又は名称・代表者氏名・住所は、認定におけるgBizIDの登録情報を基に公表しております。

なお、認定事業者の氏名又は名称・代表者氏名・住所は、変更届出の内容により、認定適用日以降に修正される場合があります。

#### 【手続き番号について】

手続き番号は以下の内容となります。

「DX-0000（西暦）-00（月）-0000（年月内の連番）-00（認定・更新回数）」

※年月内の連番は、法人の場合は法人番号順に採番されます。

ここからダウンロード可能

### 当月（〇月）の認定事業者一覧

〇〇件の事業者が認定されました。（法人番号順に表示）

#	一般事業主の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	法人番号等
	手続き番号	認定の適用日	認定の期間	申請書
1	〇〇株式会社	姓 名	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	000000000000
	DX-2XXX-XX-0001-01	2XXX年X月X日適用日より2年間（2XXX年X月X日まで）		<a href="#">ダウンロード</a>

# 認定申請書及び申請チェックシート作成時の留意点

- 審査は「認定申請書」「申請チェックシート」及び「添付資料」に基づき実施。
- 認定申請書及び申請チェックシートの関係性（詳細は下表のとおり）
  - ✓ 認定申請書：申請チェックシートの要約版（公表情報のみ記載）
  - ✓ 申請チェックシート：補足として非公開情報を含む詳細情報を記載可能

作成対象 分類	①申請チェックシート / 添付資料	チェックシートから要約	②認定申請書
記入内容、書類の位置づけ	申請チェックシートの確認事項に対する、公表情報を基にした（抜粋文章を中心とする） <b>詳細な説明文</b> ※添付資料は、申請チェックシートの説明内容の補足資料 ※公表情報や添付資料の <u>参照箇所の明記が必要</u>		申請チェックシートへの記入内容より、 <b>公表情報からの抜粋部分</b> を中心に要約して記入（抜粋文章＋必要な補足） ※申請チェックシート作成後に記入することを想定
非公表情報の記入可否	記入可（添付資料の内容含む） ※公表情報のみでは説明が難しい場合、公表情報の補足が可能		記入不可 ※ただし、 <u>補足であることの明記の上</u> で、非公表情報を記入することは可能
認定後の内容公開	<b>非公開</b>		<b>公開</b> ※認定事業者一覧からのダウンロードが可能
備考	<u>すべての項目を確認し、チェック（☑）を入れる必要あり</u>		<u>抜粋部分の公表箇所を特定する情報の明記も必須</u>

## 2. DX認定制度申請のポイント

### 2-3. 申請書作成

※本節はDX認定制度 申請要項（申請のガイダンス）の要約資料です。

申請書作成に関する詳細情報はガイダンスを御参照ください。

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/ug65p90000001jbd-att/000086670.pdf>

# 申請書類の作成（設問（1））

## （1）企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方

### ①申請チェックシートを作成

デジタル技術の台頭による自社の競争環境への影響分析の内容、デジタル技術活用を前提とした経営ビジョン、経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性を記入します。

#### (1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方

確認事項	確認	取組内容
1-1 デジタル技術が社会や自社の競争環境にどのような影響を及ぼすかについて認識し、その内容について公表しているか。	<input type="checkbox"/> はい	
1-2 1-1を踏まえ、経営ビジョンを策定・公表しているか。 ※例えば、顧客視点での価値創出について記入ください。	<input type="checkbox"/> はい	
1-3 経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性を示し、公表しているか。	<input type="checkbox"/> はい	

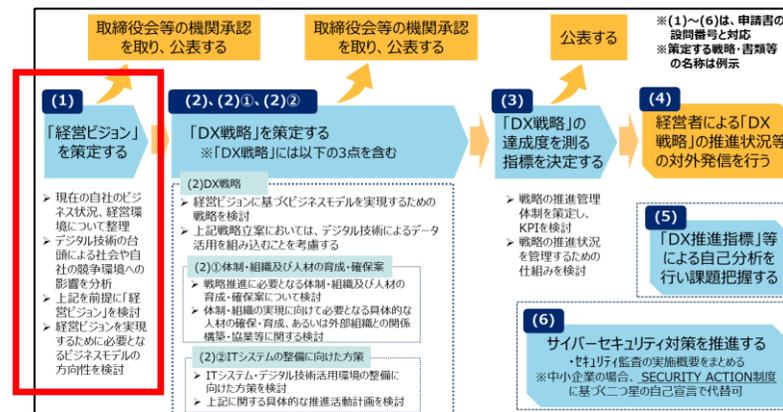
チェックシートから要約  
(抜粋)して記載

### ②申請書を作成

#### (1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- 設問文の「企業経営の方向性」に該当する部分を、申請チェックシートの1-2 に記入した「経営ビジョン」から抜粋してください。
- 同様に、設問文の「情報処理技術活用の方向性」に該当する部分を、申請チェックシート1-3 に記入した「ビジネスモデルの方向性」から抜粋してください。

# 申請書類の作成（設問（2））

## （2）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

### ①申請チェックシートを作成

設問（1）で記入したビジネスモデルを実現するための戦略、デジタル技術を用いたデータ活用が組み込まれた戦略であること示す内容を記入します。

### （2）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策(戦略)の決定

確認事項	確認	取組内容
2-1 申請書の設問（1）で記入した経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略を公表しているか。	<input type="checkbox"/> はい	
2-2 上記戦略は、デジタル技術を用いたデータ活用を組み込んだものとなっているか。	<input type="checkbox"/> はい	

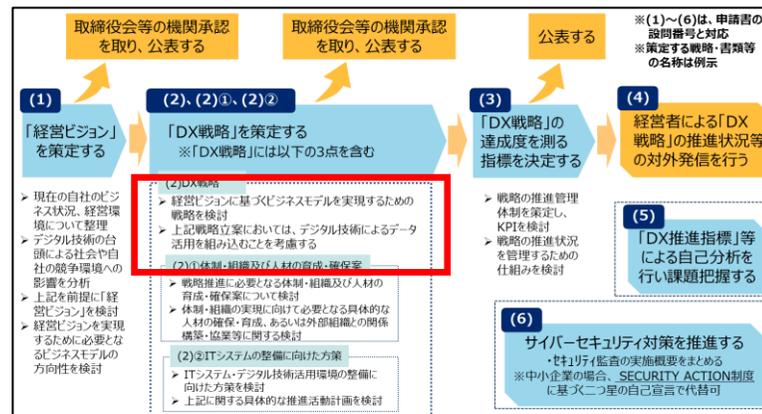
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

#### （2）企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- 公表媒体を複数記入する場合には、デジタル技術を活用する戦略の一体性（関連性）を説明する必要があります。
- 設問(2)に戦略として記入する公表媒体には、設問(2)①及び設問(2)②に記入する内容が含まれている必要があります。
- 設問(2)①や設問(2)②での回答の基となる公表媒体が設問(2)と異なる場合、設問(2)の「公表方法・公表場所・記載箇所・ページ」において、公表方法や公表場所の記入が必要です。  
(記載箇所やページ、記載内容の抜粋は、設問(2)①や設問(2)②において記入します。)

# 申請書類の作成（設問（2）①）

## （2）①戦略を効果的に進めるための体制の提示

### ①申請チェックシートを作成

設問（2）で記入した戦略の推進に必要な体制・組織及び人材の育成・確保に関する具体的な内容を記入します。

その際、人材の育成・確保で人数等の具体的な数値を定めている場合は、その数値を記入します。

#### （2）① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

確認事項	確認	取組内容
2-1-1 申請書の設問(2)で記入した戦略を推進するための体制・組織及び人材の育成・確保に関する事項を具体的に示し、公表しているか。  ※戦略の推進に向けた外部組織との関係構築・協業の方針を定めている場合は、その内容を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	
2-1-2 人材の育成・確保に関して具体的な数値を定めている場合は、その人数等を記入してください。	該当時のみ、右欄に記入	

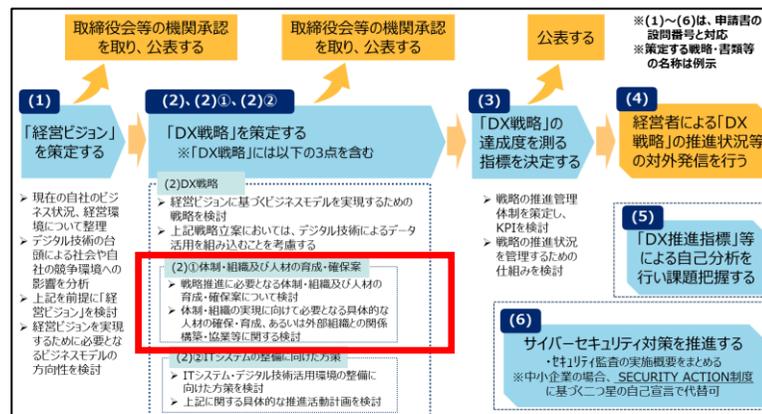
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

#### ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- **設問(2)① は、設問(2) に対する個別詳細の位置づけの設問です。そのため、設問(2) に記入した公表媒体の中から抜粋して記入してください。**
- 「戦略における記載箇所・ページ」欄には、公表方法や公表場所は記入不要です。（設問(2) に記入のため）  
ただし、**設問(2) において、公表媒体を複数記入の場合には、必ず該当する公表媒体が特定できる情報（名称や付番した項番等）を併記してください。**
- **設問(2) に記入のない公表媒体からの抜粋は、原則として認められません。**

# 申請書類の作成（設問（2）②）

## （2）②最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

### ①申請チェックシートを作成

設問（2）で記入した戦略の推進に必要となる、特にITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策（攻めのITを重視するための予算配分シフト、仕組みづくり等）について記入します。

### （2）② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

確認事項	確認	取組内容
2-2-1 申請書の設問（2）で記入した戦略を推進するため、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示し、公表しているか。  ※例えば、レガシーシステムの刷新や、攻めのITを重視するための人材や予算配分のシフト等について記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	

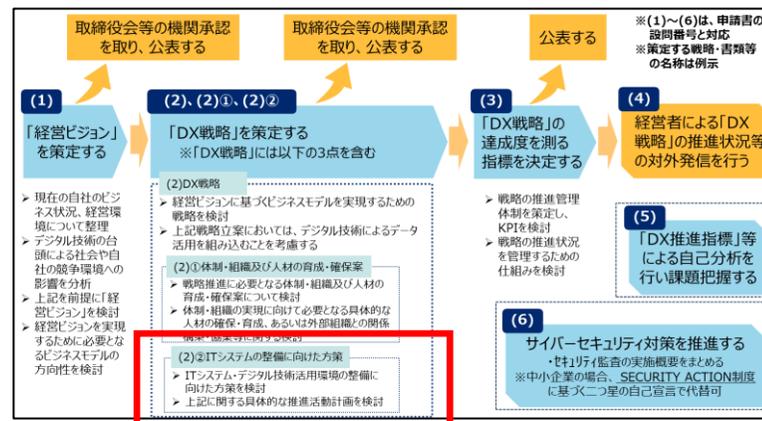
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

戦略における記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- **設問(2)② は、設問(2) に対する個別詳細の位置づけの設問です。そのため、設問(2) に記入した公表媒体の中から抜粋して記入してください。**
- 「戦略における記載箇所・ページ」欄には、公表方法や公表場所は記入不要です。（設問(2) に記入のため）  
ただし、**設問(2) において、公表媒体を複数記入の場合には、必ず該当する公表媒体が特定できる情報（名称や付番した項番等）を併記してください。**
- **設問(2) に記入のない公表媒体からの抜粋は、原則として認められません。**

# 申請書類の作成（設問（3））

## （3）戦略の達成状況に係る指標の決定

### ①申請チェックシートを作成

設問（2）で記入した戦略の達成度を測る指標（戦略の推進に関するKPI、戦略の推進状況を管理する仕組み等）について記入します。

### （3）戦略の達成状況に係る指標の決定

確認事項	確認	取組内容
3-1 申請書の設問（2）で記載した戦略の達成度を測る指標を決定し、公表しているか。  ※指標によって定期的に評価を行い、次のアクションにフィードバックするといった、戦略の推進状況を管理する仕組み等があれば記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	

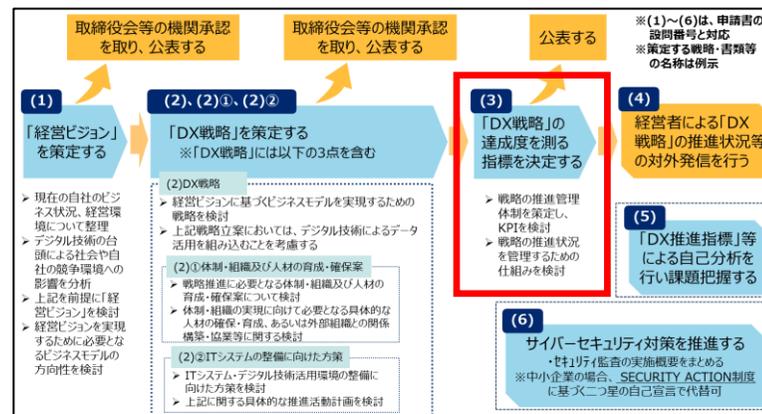
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

（3）戦略の達成状況に係る指標の決定

公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- 設問(3)における「指標」は、**戦略の推進状況を管理するための仕組み等として公表されている内容を記入してください。**
- 「指標」の例としては、「IT予算のうち、ラン・ザ・ビジネス予算とバリューアップ予算の比率」「デジタル技術やデータ活用に精通した人材の数」「IT活用による従業員満足度の向上」「ITスキルをもつ役員を配置していることの公表」といった定量指標や、達成したか否かが判断できる定性指標が考えられます。また、目標値やベンチマークの設定がなされていることが望ましいですが、認定の必須要件ではありません。

# 申請書類の作成（設問（４））

## （４）実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

### ①申請チェックシートを作成

設問（２）に記入した戦略の推進状況等に関する、経営者による情報発信（見えている課題、今後の方向性等）の内容を記入します。

#### （４）実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

確認事項	確認	取組内容
4-1 申請書の設問（２）に記載した戦略の推進状況等に関する情報発信を、経営者自らがしているか。  ※例えば、戦略の推進状況（具体的な関連施策の実施に関するニュースレター等）や、見えている課題、今後の方向性等に関する情報発信の内容を記入ください。	<input type="checkbox"/> はい	

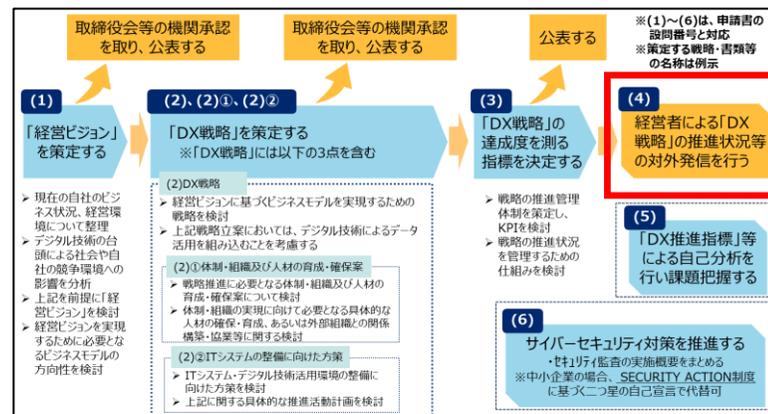
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

（４）実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	年 月 日
発信方法	
発信内容	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- 「実務執行総括責任者」の定義については、「**経営者、もしくは経営者と同等の権限・責任を有する者**」とします。（これ以降の設問においても同様）。

# 申請書類の作成（設問（5））

## （5）実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

### ① 申請チェックシートを作成

経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた（「DX推進指標」による自己分析を行い）課題把握を実施していることを記入します。

#### （5）実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

確認事項	確認	取組内容
5-1 経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っているか。  ※「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（ <a href="https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html">https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html</a> ）より入力している場合には、チェックシートにその旨を記入してください。 ※上記IPAの自己診断結果入力サイトを利用しない場合は、同サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入したものを提出する形式でも問題ありません。チェックシートにその旨を記入してください。	□ はい	

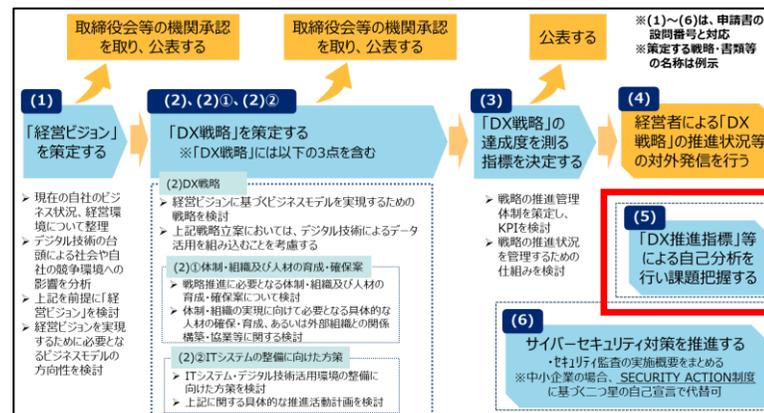
チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ② 申請書を作成

（5）実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

### プロセスイメージ該当箇所



### 【留意事項】

- 「DX推進指標」を用いた課題把握を適切に実施し、結果を提出した場合には、設問(5)の要件を満たしているものと判断します。IPAの自己診断結果入力サイトにおいて提出済であれば、添付資料の提出も不要です。（入力サイトでの提出ではない場合は、補足資料として診断結果を添付してください。）
- 「DX推進指標」以外の指標（自社の独自指標含む）を用いた課題把握を行う場合には、実務執行総括責任者（経営者）のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っていることの説明を記入する必要があります。

# 申請書類の作成（設問（6））

## （6）サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

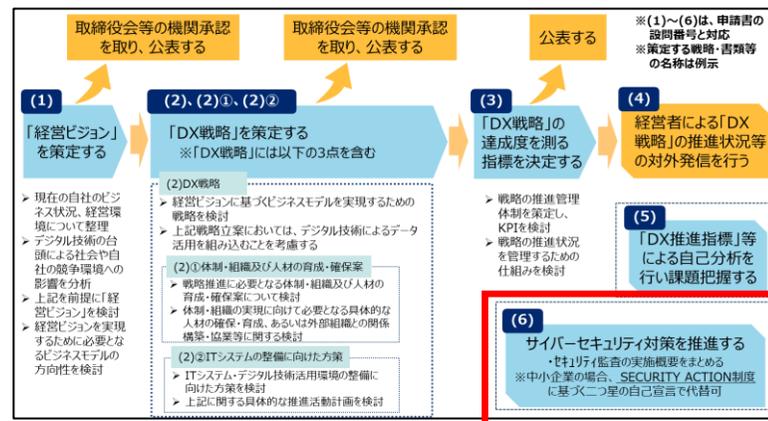
### ①申請チェックシートを作成

サイバーセキュリティ経営ガイドライン等に基づく対策を行い、定期的なセキュリティ監査（内部監査又は外部監査）等の実施状況について記入します。

### （6）サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

確認事項	確認	取組内容
6-1 サイバーセキュリティ経営ガイドライン等に基づき対策を実施し、定期的にセキュリティ監査等（内部監査、外部監査どちらでもよい）を行っているか。  ※セキュリティ監査等を実施していることの説明文書（監査の概要（監査目的、監査対象、監査の実施期間、監査実施者（もしくは内部監査・外部監査の別）、採用した監査手続きの概略）が記載された文書等）を提出してください。 ※直近（過去1年間程度）にセキュリティ上の問題が発生した場合には、問題及びその対応について概要を記入してください。 ※社内に情報処理安全確保支援士（登録キスペ、登録情報セキュリティスペシャリスト）が在籍している場合には、その人数を記入してください。	□ はい	

### プロセスイメージ該当箇所



チェックシートから  
要約（抜粋）  
して記載

### ②申請書を作成

#### （6）サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

### 【留意事項】

- ここではサイバーセキュリティ対策そのものに関する内容を記入してください。

※申請チェックシートにおいて記入する、以下の事項の記入は、申請書では必要ありません。

- セキュリティ監査等を実施していることの説明
- 可能な範囲での直近のセキュリティ上の問題発生概要
- 情報処理安全確保支援士の人数

- 中小企業においては、**SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っていることが確認できれば、設問(6)の要件を満たしているものと判断**します。（ホームページでの公表や添付資料等により確認します。）

# よくある問合せ・不備の例

- よくある問合せの詳細につきましては、以下に公開しております。

DX認定制度FAQ（よくある質問） <https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/dx-nintei-faq.html>

設問	不備内容の例
全般	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書の内容がチェックシートの記載内容の要約となっていない</li><li>確認に必要となる参照URLや公開資料の掲載箇所が示されていない</li><li>設問と設問、公表媒体との関連性や時期に不整合がある</li><li>グループ企業の申請において、<u>子会社が親会社と同一内容で申請しており、関連性に関する説明が不足</u></li></ul>
設問（1） 設問（2）	<ul style="list-style-type: none"><li>申請者の意思決定機関の決定に基づくことが確認できない（<u>ガイダンスの文言をそのまま引用しないでください</u>）</li><li>設問（2）と設問（1）が全く同じ内容、または、<u>戦略としての具体性</u>が確認できない</li><li>「<u>データ活用を組み込んだもの</u>」とされる内容が確認できない</li></ul>
設問（2）① 設問（2）②	<ul style="list-style-type: none"><li>設問（2）で示す公表媒体からの抜粋となっていない</li><li>戦略との関連性が不明</li></ul>
設問（3）	<ul style="list-style-type: none"><li>戦略との関連性が説明されていない指標（特に財務指標）が記入されている</li></ul>
設問（4）	<ul style="list-style-type: none"><li>経営者の対外的な発信であることが確認できない</li><li>戦略の公表資料そのものを経営者の発信としており、<u>「戦略の推進状況等」の発信となっていない</u></li></ul>
設問（5）	<ul style="list-style-type: none"><li>「DX推進指標の入力サイトに提出」との記入があるが、提出がされていない</li><li>独自の課題把握の場合に、その<u>結果がわかる資料が未添付</u>、または<u>課題把握のためのプロセスのみの説明</u>となっている</li><li>独自の課題把握の場合に、<u>経営者が主導している</u>ことが確認できない</li></ul>
設問（6）	<ul style="list-style-type: none"><li>監査の観点のみが記入されている（サイバーセキュリティ対策の説明がない）</li><li>監査の実施について、申請チェックシートの「確認事項」に則した事項の説明がない</li></ul>

## **2. DX認定制度申請のポイント**

### **2-4. 参考資料**

# 【参考】関連リンク一覧

## 1. 申請準備

- [DX認定制度のHP](#)

- ト [DX認定制度申請要項（申請のガイダンス）](#)

- ト [認定申請書（Word）](#)

- ト [認定更新申請書（Word）](#)

- ト [申請チェックシート（Excel）](#)

## 2. 申請

- [gBizIDトップページ（ID取得必須）](#)

- [DX推進ポータル](#)

- ト [DX推進ポータル利用者マニュアル](#)

- ト [認定事業者一覧](#)

## 参考. 経済産業省HP

- [デジタルガバナンス・コード](#)

# お問い合わせ窓口のご紹介

- DX認定制度の概要及び本資料全般に関するお問い合わせ窓口  
経済産業省 商務情報政策局  
情報技術利用促進課  
電話:03-3501-2646 (直通)
- **DX認定制度の申請**に関するお問い合わせ窓口  
独立行政法人 情報処理推進機構  
DX認定制度事務局  
mail : [ikc-dxcp@ipa.go.jp](mailto:ikc-dxcp@ipa.go.jp)